		日号外	ページ
八八	中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件	一69	七六
八九	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件	一69	八九
九〇	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件	一69	八九
九一	東日本大震災の被災者等に国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫が東日本大震災の被災者に対して行う資金の貸付け若しくは手形の割引又は債務の保証若しくは手形の引受けに係る業務として経済産業大臣が定めるものを定める件	一69	八九
九二	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件	二	六
九三	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	二	七
九四	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校の認定を行った件	二	七
九五	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称及び住所の変更届出があった件	二	七
九六	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	二	七
九七	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	三	七
九八	外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件	五 特7	二
九九	外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件	五 特7	二
一〇〇	輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件	一〇	八
一〇一	輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件の一部を改正する件	一〇	八
一〇二	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件	一〇	八
一〇三	輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件	一〇	八
一〇四	外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件	一〇	八
一〇五	外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件の一部を改正する件	一〇	八
一〇六	計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を公示する件	一一	四
一〇七	自転車競技法第二十三条第三項の規定に基づき競輪振興法人から名称の変更の届出があった件	一一	四
一〇八	自転車競技法第三十八条第三項の規定に基づき競技実施法人から名称の変更の届出があった件	一一	四
一〇九	小型自動車競走法第二十七条第三項の規定に基づき小型自動車競走振興法人から名称の変更の届出があった件	一一	四
一一〇	小型自動車競走法第四十二条第三項の規定に基づき競走実施法人から名称の変更の届出があった件	一一	四
一一一	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	一二	三
一一二	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第二十三条の規定に基づき登録実務補習機関の名称の変更の届出があった件	一五	一〇
一一三	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十七条第三項において準用する同規則第二十三条の規定に基づき理論政策更新研修機関の名称の変更の届出があった件	一五	一〇
一一四	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称の変更届出があった件	一六	五
一一五	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	一六	五
一一六	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	二三	六
一一七	火薬類取締法第四十五条の七第一項の規定に基づき指定試験機関の名称の変更の届出があった件	二五	三
一一八	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の住所の変更届出があった件	二五	三
一一九	消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件	二六	九
一二〇	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	二六 90	一五
一二一	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件	二六 90	一六
一二二	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二六 90	一六